

農作物共済損害認定準則

〔 昭和33年 4 月 30 日 〕
〔 農林省告示第307号 〕

改正 昭和39年 6 月 24 日農林省告示第691号、43年 5 月 16 日第676号、45年 6 月 10 日第801号、47年 2 月 9 日第54号・5 月 15 日第749号・12月 4 日第2255号・48年 2 月 19 日第206号、52年 2 月 1 日第56号、53年 5 月 23 日第606号・7 月 5 日第793号、平成 4 年 4 月 22 日農林水産省告示第503号、5 年 7 月 30 日第872号、6 年 1 月 18 日第121号、12年 3 月 31 日第469号・12月 6 日第1510号、15年 6 月 30 日第961号・12月 9 日第1985号、18年11月 9 日第1521号、23年 3 月 30 日第696号、23年 8 月 31 日第1673号、27年 9 月 25 日第2155号

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第98条の 2（同法第132条において準用する場合を含む。）の規定に基き、同法第12条第 2 項の組合等がその行う農作物共済により支払うべき共済金及び農業共済組合連合会がその行う農作物共済に係る保険事業により支払うべき保険金に係る損害の額の認定に関する準則を次のように定め、昭和33年産の水稻及び陸稻並びに昭和34年産の麦から適用する。

農作物共済損害認定準則

第一 組合等が行う損害の認定

- 1 組合等（農業災害補償法（以下「法」という。）第12条第 3 項の組合等をいう。以下同じ。）は、法第106条第 1 項第 1 号に掲げる金額を共済金額とする農作物共済（以下「一筆単位引受方式による農作物共済」という。）及び同項第 2 号に掲げる金額を共済金額とする農作物共済（以下「半相殺農家単位引受方式による農作物共済」という。）については、法第98条第 2 項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る耕地の全てにつき、収穫前に、当該耕地につき生じた共済事故による損害を検見又は実測の方法により調査しなければならない。
- 2 組合等は、前項の通知に係る耕地が半相殺農家単位引受方式による農作物共済の共済目的の耕作を行う耕地であり、かつ、当該通知に係る耕地の数が著しく多いこと等の理由により同項の規定による調査を適期に行うことが困難であると見込まれる場合であつて、当該通知をした組合員等（法第12条第 1 項の組合員等をいう。以下同じ。）に共済事故による損害が生じた耕地の全てにつき当該損害の額を当該耕地ごとに申告させ、当該耕地の一部につき検見又は実測の方法による調査を行うことにより当該申告に係る損害の額を適正に把握できると認められるときは、前項の規定にかかわらず、その申告の徴求及び調査をもつて同項の規定による調査に代えることができる。

この場合において、特定組合（法第53条の 2 第 4 項の特定組合をいう。以下同じ。）以外の組合等にあつてはあらかじめ当該組合等の属する農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の同意を、特定組合にあつてはあらかじめ農林水産大臣の同意を得るものとする。

- 3 組合等は、第106条第 1 項第 3 号に掲げる金額を共済金額とする農作物共済（以下「全相殺農

家単位引受方式による農作物共済」という。)については、法第98条第2項の規定による通知を受けたときは、その通知をした組合員等の全てにつき、当該組合員等につき生じた共済事故による損害を乾燥調整施設における計量結果の確認(当該組合員等が耕作する農作物共済の共済目的の種類等(法第106条第1項の農作物共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。))たる農作物に係る収穫物で乾燥調整施設に搬入されないものについては、収穫前における検見又は実測)の方法により調査しなければならない。

ただし、麦について、農作物共済基準収穫量設定準則(昭和39年4月18日農林省告示第405号)第3項の規定に基づき、売渡数量により基準収穫量を定めている場合は、乾燥調整施設における計量結果の確認の方法に代えて、売渡数量の確認(売り渡されないものについては、収穫前における検見又は実測)の方法により調査しなければならない。

- 4 組合等は、第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済(以下「特定農作物共済」という。)については、法第98条第2項の規定による通知を受けたときは、その通知をした組合員等の全てにつき、当該組合員等につき生じた共済事故による損害を農業協同組合等が加工若しくは販売の委託を受け、又は売渡しを受けた数量及び価格に関する資料(以下「出荷資料」という。)の確認(当該組合員等が耕作する農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物で農業協同組合等に出荷されないものについては、収穫前における実測)の方法により調査しなければならない。
- 5 組合等は、第3項又は前項の規定による調査において必要があると認めるときは、当該組合員等に係る耕地の全てを見回つて共済事故発生の確認をするものとする。
- 6 組合等は、第1項から第4項までの規定による調査(以下「^{しつ}悉皆調査」という。)を行うため、当該組合等の区域(法第85条の6第1項の共済事業を行う市町村にあつては、当該共済事業の実施区域。以下同じ。)を区分して^{しつ}悉皆調査を行う単位となる地区(以下「損害評価地区」という。)を定めなければならない。ただし、組合等の区域内に存する共済目的が僅少である場合又は共済金を支払うべき損害が僅少である場合であつて、その区域を区分する必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 7 組合等は、^{しつ}悉皆調査を行わせるため、損害評価員を置くものとする。ただし、組合等が第3項又は第4項の規定による調査(収穫前における検見又は実測の方法により行うものを除く。)を行う場合において、乾燥調整施設における計量結果、売渡数量又は出荷資料(以下「計量結果等」という。)につき、当該計量結果等を管理する者から提供を受けて調査を行うときは、この限りでない。
- 8 組合等は、損害評価地区を定めたときは、それぞれの損害評価地区ごとに、当該損害評価地区を担当する損害評価員を指定しなければならない。ただし、前項ただし書の規定により損害評価員を置かない場合は、この限りでない。
- 9 第7項の場合において、組合等は、第3項又は第4項の規定による調査(収穫前における検見又は実測の方法により行うものを除く。)を行うときは、損害評価会の委員又は組合等の職員に当該調査を行わせるものとする。
- 10 組合等は、損害評価地区を定めて第1項若しくは第2項の規定による調査又は第3項若しくは第4項の規定による収穫前における検見若しくは実測の方法による調査を行つたときは、当該調査終了の後、遅滞なく、損害評価地区ごとに当該調査を行つた耕地の一部につき、当該調査の結果を検定するための調査(以下「^{しつ}抜取調査」という。)を検見又は実測の方法(同項の収穫前に

おける実測の方法による調査を行つた場合の抜取調査にあつては、実測の方法）により行わなければならない。ただし、特定組合以外の組合等が第1項、第3項又は第4項の規定による調査（収穫前における実測の方法により行うものに限る。）を行つた場合は、この限りでない。

- 11 抜取調査は、損害評価会の委員及び組合等の職員（組合等が必要があると認める場合にあつては、損害評価会の委員、損害評価員及び組合等の職員）により行うものとする。ただし、組合等の区域に離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島のいずれかに該当する離島（組合等の事務所が所在するものを除く。）をいう。以下同じ。）が含まれる場合における当該離島における抜取調査は、損害評価会の委員及び損害評価員により行うことができる。
- 12 組合等は、損害評価地区を定めなかつたときは、損害評価会の委員又は組合等の職員のいずれか及び損害評価員に悉皆調査を行わせるものとする。
- 13 組合等は、一筆単位引受方式による農作物共済については、悉皆調査及び抜取調査を終了したときは、損害評価会の意見を聴いて、共済金の支払の対象となるべき耕地（以下「共済金支払対象耕地」という。）及び当該耕地に係る共済金の支払の対象となるべき減収量（以下「共済減収量」という。）を認定し、当該認定に係る耕地の面積、共済減収量及び共済金の支払見込額を農作物共済の共済事故等による種別（法第107条第1項の農作物共済の共済事故等による種別をいう。以下同じ。）ごとに合計し、その結果を、特定組合以外の組合等にあつては連合会に通知し、特定組合にあつては農林水産大臣に報告しなければならない。
- 14 組合等（特定組合を除く。以下この項及び次項において同じ。）は、一筆単位引受方式による農作物共済については、連合会から第2第9項又は第11項の規定による通知があり、かつ、当該通知に係る数量が前項の規定により組合等が認定した共済減収量の合計と異なるときは、都道府県農業共済保険審査会に審査の請求を行う場合を除き、損害評価会の意見を聴いて、当該組合等が同項の規定により認定した共済金支払対象耕地の共済減収量の合計が連合会の通知に係る数量を超えないよう耕地ごとの共済減収量を修正して、認定を行うものとする。
- 15 前項の認定に当たつて特別の理由がある場合には、当該組合等は、損害評価会の意見を聴き、第2第14項の規定により連合会から通知を受けた共済金支払対象耕地の面積を参酌して、当該面積及び第13項の規定により当該組合等が認定した耕地の面積の合計のいずれか小さい面積を下らず、そのいずれか大きい面積を超えない範囲内において、共済金支払対象耕地の面積の合計を修正して、共済金支払対象耕地を認定することができる。
- 16 半相殺農家単位引受方式による農作物共済及び全相殺農家単位引受方式による農作物共済に係る損害の認定及び通知又は報告には、前3項の規定を準用する。この場合において、第13項中「耕地（以下「共済金支払対象耕地」という。）及び当該耕地」とあるのは「組合員等（以下「共済金支払対象組合員等」という。）及び当該組合員等」と、「耕地の面積」とあるのは「組合員等の数」と、第14項中「前項」とあり、及び「同項」とあるのは「第16項において準用する前項」と、「共済金支払対象耕地」とあるのは「共済金支払対象組合員等」と、「耕地ごと」とあるのは「組合員等ごと」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「共済金支払対象耕地の面積」とあるのは「共済金支払対象組合員等の数」と、「当該面積及び

第13項」とあるのは「当該数及び次項において準用する第13項」と、「耕地の面積の合計の」とあるのは「組合員等の数の合計の」と、「小さい面積を下らず、そのいずれか大きい面積」とあるのは「少ない数を下らず、そのいずれか多い数」と、「共済金支払対象耕地を」とあるのは「共済金支払対象組合員等を」と読み替えるものとする。

- 17 特定農作物共済に係る損害の認定及び通知又は報告には、第13項から第15項までの規定を準用する。この場合において、第13項中「耕地（以下「共済金支払対象耕地」という。）及び当該耕地に係る共済金の支払の対象となるべき減収量（以下「共済減収量」という。）」とあるのは「組合員等（以下「共済金支払対象組合員等」という。）並びに当該組合員等に係る減収量及び生産金額の減少額」と、「耕地の面積、共済減収量及び」とあるのは「組合員等の数、減収量及び生産金額の減少額並びに」と、第14項中「数量」とあるのは「数量及び金額」と、「前項」とあるのは「第17項において準用する前項」と、「共済減収量の合計」とあるのは「減収量及び生産金額の減少額」と、「同項」とあるのは「第17項において準用する前項」と、「共済金支払対象耕地の共済減収量の合計」とあるのは「共済金支払対象組合員等並びに当該組合員等に係る減収量及び生産金額の減少額」と、「耕地ごとの共済減収量」とあるのは「組合員等ごとの減収量及び生産金額の減少額」と、第15項中「前項」とあるのは「第17項において準用する前項」と、「共済金支払対象耕地の面積」とあるのは「共済金支払対象組合員等の数」と、「当該面積及び第13項」とあるのは「当該数及び第17項において準用する第13項」と、「耕地の面積の合計の」とあるのは「組合員等の数の合計の」と、「小さい面積を下らず、そのいずれか大きい面積」とあるのは「少ない数を下らず、そのいずれか多い数」と、「共済金支払対象耕地を」とあるのは「共済金支払対象組合員等を」と読み替えるものとする。
- 18 特定組合は、第13項（前2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により農林水産大臣に報告した共済金の支払見込額の共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとの合計が当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る特定組合農作物通常責任共済金額（法第141条の5第1号の総共済金額に農作物通常標準被害率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を超えると認める農作物共済の共済事故等による種別については、第13項の規定により農林水産大臣に報告した共済減収量又は共済減少額等（減収量及び生産金額の減少額をいう。以下同じ。）が農林水産大臣が認定する数量又は金額と異なるときは、農漁業保険審査会に審査の請求を行う場合を除き、損害評価会の意見を聴いて、農林水産大臣が認定する数量又は金額を基礎として特定組合が同項の規定により認定した共済減収量又は共済減少額等を修正して、認定を行うものとする。
- 19 一筆単位引受方式による農作物共済に係る前項の認定に当たつて特別の理由がある場合には、当該特定組合は、損害評価会の意見を聴き、同項の規定により農林水産大臣が認定する数量又は金額に係る共済金支払対象耕地の面積を参酌して、当該面積及び第13項の規定により当該特定組合が認定した耕地の面積の合計のいずれか小さい面積を下らず、そのいずれか大きい面積を超えない範囲内において、共済金支払対象耕地の面積の合計を修正して、共済金支払対象耕地を認定することができる。
- 20 特定組合における一筆単位引受方式による農作物共済以外の農作物共済に係る損害の認定には、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「共済金支払対象耕地の面積」とあるのは「共済金の支払の対象となる組合員の数」と、「当該面積及び第13項」とあるのは「当該数及び第16項又は第17項において準用する第13項」と、「耕地の面積の合計の」とあるのは「組合員

の数の合計の」と、「小さい面積を下らず、そのいずれか大きい面積」とあるのは「少ない数を下らず、そのいずれか多い数」と、「共済金支払対象耕地を」とあるのは「共済金の支払の対象となる組合員を」と読み替えるものとする。

- 21 特定組合は、第18項に規定する農作物共済の共済事故等による種別以外の農作物共済の共済事故等による種別（次項において「超過異常災害見込種別以外の種別」という。）については、第14項（第16項及び第17項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第18項の規定により認定した農作物共済の共済事故等による種別ごとの共済減収量又は共済減少額等について農林水産大臣の承認を得なければならない。ただし、当該特定組合が支払うべき共済金の共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとの合計が当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る特定組合農作物通常責任共済金額を超えることとなったときは、第13項及び第18項の規定により農林水産大臣に報告した共済減収量又は共済減少額等について農林水産大臣の認定を受けなければならない。
- 22 特定組合は、一筆単位引受方式による農作物共済、半相殺農家単位引受方式による農作物共済、全相殺農家単位引受方式による農作物共済又は特定農作物共済ごとに、農作物共済の共済事故等による種別の全てが超過異常災害見込種別以外の種別であるときは、前項本文の規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を要しないものとする。
- 23 特定組合は、第18項又は第21項ただし書の農林水産大臣の認定に関し、農林水産大臣から意見を求められたときは、必要な資料を添えて農林水産大臣に意見を申し出なければならない。

第二 連合会が行う損害の認定

- 1 連合会は、法第132条第1項において準用する法第98条第2項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る組合等の区域内の農作物共済の共済事故等による種別ごとの損害を認定するため、抜取調査（当該通知が第1第3項又は第4項の規定による調査（収穫前における検見又は実測の方法により行うものを除く。）に係るものであるときは、当該組合員等の一部につき計量結果等の確認の方法により悉皆調査の結果を検定するための調査を行つたとした場合の当該調査）の方法に準じて行う調査（以下「連合会抜取調査」という。）を実測の方法若しくは実測及び検見の方法又は計量結果等の確認の方法により行わなければならない。ただし、当該組合等の損害が軽微である等の理由により調査すべき耕地が著しく僅少である場合には、検見の方法によることができる。
- 2 連合会は、組合等が第1第6項ただし書の規定により損害評価地区を定めないので第1第1項、第3項又は第4項の規定による調査（収穫前における実測の方法により行うものに限る。）を行う場合において、連合会が当該調査に参加するときは、前項の規定にかかわらず、当該調査をもつて連合会抜取調査に代えることができる。
- 3 連合会は、第1第7項ただし書に規定する第1第3項若しくは第4項の規定による調査を行つたとき、又は組合等の区域に離島が含まれる場合において当該離島における抜取調査を全て実測の方法により行つたときは、第1項の規定にかかわらず、連合会抜取調査を省略することができる。
- 4 連合会は、損害認定を的確に行うため、特に必要があると認めるときは、連合会抜取調査とともに共済事故が発生した耕地を見回つて当該共済事故による損害の農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合等ごとの概要を把握するための調査（以下「見回り調査」という。）を行う

ものとする。

- 5 連合会抜取調査及び見回り調査は、連合会が担当する区域を定めた損害評価員及び連合会の職員（連合会が計量結果等の確認の方法により連合会抜取調査（計量結果等を管理する者から計量結果等の提供を受けて当該方法により行うものに限る。）を行う場合にあっては、損害評価会の委員又は連合会の職員）により行うものとする。
- 6 連合会は、必要があると認めるときは、損害評価会の委員（連合会が計量結果等の確認の方法により連合会抜取調査（計量結果等を管理する者から計量結果等の提供を受けて当該方法により行うものに限る。）を行う場合にあっては、損害評価員）にも連合会抜取調査又は見回り調査を行わせることができる。
- 7 連合会は、第2項に規定する調査に参加するときは、損害評価員又は連合会の職員に当該調査を行わせるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、損害評価会の委員にも行わせることができる。
- 8 連合会は、連合会抜取調査、第2項に規定する調査及び見回り調査が終了したときは、損害評価会の意見を聴いて、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合等ごとの共済減収量又は共済減少額等を認定し、当該認定に係る共済減収量又は共済減少額等及び保険金の支払見込額を農作物共済の共済事故等による種別ごとに取りまとめて、農林水産大臣に報告しなければならない。
- 9 連合会は、前項の規定により農林水産大臣に報告した保険金の支払見込額のうち農作物異常部分保険金（法第125条第1項第1号ロの農作物異常部分保険金をいう。以下同じ。）に相当する金額の共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとの合計が当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る連合会異常責任保有保険金額を超えると認める農作物共済の共済事故等による種別については、前項の規定により農林水産大臣に報告した共済減収量又は共済減少額等が農林水産大臣が認定する数量又は金額と一致するときは同項の規定による認定の結果を、同項の規定により農林水産大臣に報告した共済減収量又は共済減少額等が農林水産大臣が認定する数量又は金額と異なるときは、農漁業保険審査会に審査の請求を行う場合を除き、損害評価会の意見を聴いて、農林水産大臣が認定する数量又は金額を基礎として連合会が同項の規定により認定した組合等ごとの共済減収量又は共済減少額等を修正してその結果を組合等に通知しなければならない。
- 10 前項の連合会異常責任保有保険金額は、連合会異常責任保険金額（法第135条第1号の連合会異常責任保険金額をいう。）に農作物異常標準被害率（同号の農作物異常標準被害率をいう。）を乗じて得た金額（以下「連合会異常責任保有保険金額」という。）をいう。
- 11 連合会は、第9項に規定する農作物共済の共済事故等による種別以外の農作物共済の共済事故等による種別（次項において「超過異常災害見込種別以外の種別」という。）については、農林水産大臣の承認を得て、第8項の規定により認定した農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合等ごとの共済減収量又は共済減少額等を当該組合等に通知しなければならない。ただし、当該連合会が支払うべき保険金の額のうち農作物異常部分保険金の共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとの合計が当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る連合会異常責任保有保険金額を超えることとなつたときは、同項の規定により農林水産大臣に報告した共済減収量又は共済減少額等について農林水産大臣の認定を受けなければならない。

- 12 連合会は、一筆単位引受方式による農作物共済、半相殺農家単位引受方式による農作物共済、全相殺農家単位引受方式による農作物共済又は特定農作物共済ごとに、農作物共済の共済事故等による種別の全てが超過異常災害見込種別以外の種別であるときは、前項本文の規定にかかわらず、同項本文の規定による通知につき、農林水産大臣の承認を要しないものとする。
- 13 連合会は、第9項又は第11項ただし書の農林水産大臣の認定に関し、農林水産大臣から意見を求められたときは、必要な資料を添えて農林水産大臣に意見を申し出なければならない。
- 14 連合会は、第9項及び第11項の規定により通知した共済減収量又は共済減少額等に係る共済金支払対象耕地の面積又は共済金支払対象組合員等の数につき組合等から資料を求められたときは、これを当該組合等に通知しなければならない。

第三 その他

- 1 組合等及び連合会は、その区域を管轄する地方農政局統計部等（地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター又は沖縄総合事務局農林水産部をいう。以下同じ。）に対し、共済事故が発生したときはその旨を、共済金又は保険金を支払うべき損害があると認めるときは災害の種類、災害の発生の日、災害の場所、災害の程度その他災害の状況を明かにすべき事項を通知しなければならない。
- 2 組合等及び連合会は、この準則による損害の調査を行うため、地方農政局統計部等に対し、これらの調査に関し、その指導及び助言を要請することができる。